

平成23年第3回

農林水産省政策評価第三者委員会議事録

開催日時:平成23年11月4日(金) 15:00~17:55

開催場所:農林水産省第2特別会議室

出席者:(委員)大熊委員、左近委員、新福委員、畠山委員、速水委員、福土委員、山本委員
(当省)政策評価審議官、大臣官房評価改善課長、大臣官房評価改善課課長補佐、
消費・安全局消費・安全政策課長、食料産業局企画課長、生産局総務課生産
推進室長、経営局総務課長、農村振興局農村計画課長、林野庁企画課長、
水産庁企画課長

15時00分開会

○金丸評価改善課長 それでは、定刻となりましたので、平成23年第3回農林水産省政策評価第三者委員会を開催させていただきます。

初めに、政策評価審議官から御挨拶させていただきます。

○後藤政策評価審議官 委員の皆様方におかれましては、御多忙の折、平成23年第3回農林水産省政策評価第三者委員会にご出席いただき、感謝を申し上げます。

私、8月15日付で政策評価審議官に着任いたしました後藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、9月に発生した台風12号により、奈良県、和歌山県、三重県を中心に農林水産業への甚大な被害がございました。速水委員におかれましては、改めてお見舞い申し上げます。

さて、皆様方も御承知のとおり、本年9月、農林水産省の組織再編が行われたところです。政策評価につきましては、行政事業レビューあるいは業務のリスク管理などとともに評価改善課が担当することとなりました。国民視点に立った農林水産行政を実現するため、より一層分かりやすい政策評価に努めていきたいと考えております。

また、農林水産行政をめぐる情勢といたしましては、先月末、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」が決定されたところです。ここで示されました7つの戦略を実現

していくことにより、「食料・農業・農村基本計画」に基づく食料自給率50%の達成等を目指すとともに、東日本の復興にも資することとしております。

本日の政策評価第三者委員会では、平成23年度政策の目標設定等について御議論いただくこととしております。政策の実効性をしっかりと確保していくためには、目標設定の考え方等について、十分な検証を行うことが重要だと考えております。委員の皆様方におかれましては、どうぞ忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○金丸評価改善課長 それでは、議事に入る前に2点ご連絡させていただきます。

まず、当委員会はこれまでと同様公開されており、本日は一般公募による傍聴の方が3名みえますのでお知らせいたします。また、議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、発言者の氏名とともに公表することとしております。あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

なお、本日は、阿部委員、堀口委員におかれましては御都合がつかず欠席となっております。

次に、お手元に複数の会議資料を用意しております。会議資料一覧を付けておりますので、御確認をお願いいたします。これらの資料につきましては、会議終了後、農林水産省ホームページ上で公表することとしております。資料の不足がありましたらお知らせください。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事は、「平成23年度実施政策に係る事前分析表について」になります。前回の第三者委員会の場でもご紹介させていただきましたが、今年度から目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組が始まっております。この一環として、当該年度に実施する政策の目標等を事前分析表という形で整理し、公表することとされております。

まず、事前分析表作成の目的やその構成等について評価改善課からご説明させていただきます。

○勝野評価改善課課長補佐 評価改善課課長補佐の勝野でございます。私の方からご説明させていただきます。

資料2「事前分析表の作成について」という資料をご覧ください。

事前分析表の作成につきましては、7月に開催させていただきました第三者委員会の場で、委員の皆様にご説明させていただいておりますが、改めて、ご議論いただく前に簡単にご説明させていただきたいと思っております。

まず「1. 背景・方針」についてです。政策評価の実施に当たりましては、政策目的と政策手段

の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定する必要があります。そういった問題意識から、本年の4月に総務省から目標等の設定段階において、事前分析の充実及び各府省の一覧性・統一性の確保ということが示されています。簡単に申し上げると様式を統一するという話でございます。平成 23 年度実施政策から事前分析表という形で政策目標や指標などを整理するという方針が示されております。本年の 11 月までにこちらの事前分析表を公表することとされています。

また、今年度につきましては、試行的取組ということもございまして、様式を各府省で統一することにはなっていますが、各府省の政策の特性に応じてカスタマイズしても良いということになっております。

次に、「2. 当省における対応」についてです。これまで農林水産省におきましては、評価対象政策の実施年度当初にあらかじめ評価対象政策や指標を「目標」として、また、関係する政策手段を「政策手段シート」として、とりまとめ、公表してまいりました。既に、昨年8月に、23 年度以降の実績評価の基礎となる目標設定を含めた事前の評価につきましては、委員の皆様方にご確認いただいたところですが、

しかしながら、先ほど申し上げましたように、総務省からの方針で新たな様式が示されているということ、また、参考資料1でお示しさせていただいておりますとおり、「食」に関する将来ビジョン」や「第2次食育推進基本計画」といった新たな長期計画等が昨年9月以降に新しく策定されております。これらを踏まえまして、必要に応じて指標等の新設・見直しを行い、今回改めて、「平成 23 年度実施政策に係る事前分析表(案)」を作成しております。

なお、これらの事前分析表につきましては、本日の「政策評価第三者委員会」での御意見を踏まえまして、必要な見直しを行った上で、本年 11 月中旬に公表する予定としております。この様式につきましては、先ほど申し上げましたとおり、総務省から示された様式を一部改編しまして、農林水産省版の事前分析表とさせていただいている次第でございます。

説明は以上になります。

○金丸評価改善課長 引き続きまして、各政策分野の事前分析表について担当局から説明させていただきます。

なお、総合評価を行う政策分野につきましては、他の政策分野と同様に事前分析表を作成しておりますが、総合評価という性格上、測定指標等を設定しておりませんので、説明を省略させていただき、実績評価を行うこととしている政策分野について順次ご説明させていただきます。

それでは、中目標1について、消費・安全局、生産局、食料産業局の順に御説明をお願いします。

○強谷消費・安全局消費・安全政策課長 消費・安全局でございます。消費・安全政策課の強谷と申します。よろしくお願いいたします。

中目標の1、「食料の安定供給の確保」が4つの政策分野に分かれております。最初の政策分野、「食の安全と消費者の信頼の確保」につきましてご説明申し上げます。

事前分析表の1-1ページです。政策分野名の欄におきましては、「食の安全と消費者の信頼の確保」とございます。政策の概要でございますけれども、大きく2点でございます。1点目は、「食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大」、2点目といたしまして、「食品表示の適正化の推進による食品に対する消費者の信頼の確保」といったことを大きなポイントとして取組の強化を進めております。目標の欄でございますけれども、危害要因について許容摂取量を超えないレベルに抑制ということで、この測定指標というものが次の欄にそれぞれ整理してございます。(ア)カドミウムの暫定摂取許容量、(イ)ダイオキシン類の暫定摂取許容量です。

次に、フードチェーンにおける安全管理の取組の強化ということで、(ア)-1 GAP、これは農業生産工程管理の略でございますが、この導入の産地数、(ア)-2 ガイドラインに即した GAP の導入産地数、(イ)中小規模層の食品製造事業者における HACCP 導入率、HACCP は危害分析重要管理点ということで、特定の製造ポイントに着目いたしまして、これを主体にラインの流れを管理、記録するという仕組みでございます。(ウ)生産者等における食品の入出荷記録の保存の取組率、いわゆるトレサでございます。これらの指標につきましては、これまでと同一の指標ということになってございます。時間の関係がございますので、以下、説明を省略させていただきます。

次に、主な政策手段の方に説明を移らせていただきます。1手段-3ページ(12)です。リスクをどう管理していくかというところにつきましては、安全な食品を作る地道な努力というものが必須でございますけれども、基本的に実態データに基づく措置の必要性を科学的視点に基づいて検討するということが非常に重要となっております。このうちの(12)の項目でございますが、このための基礎調査事業を実施しております。これにおきましては、危害要因をリストアップして、サーベイランス、モニタリングする計画を5か年計画と年次計画で取り組んでまいります。この計画に基づきまして、調査・把握を進めまして、そのリスクの程度の予測や対策の検討実施、効果の測定に活用してまいるということでございます。このほか、国際的なリスク評価に対応できるようなガイドラインの検討の議論というものにも貢献していくということでございます。

(13)は、交付金でございます。この交付金の事業によりまして、都道府県における現場段階での食品の安全性の向上に向けた取組を推進するということでございます。ちなみに参考でございますけれども、こういった交付金の取組というものはメニュー化され、非常に機動的に取り組むということになっておりますが、今年度は原発事故もございまして、放射性物質の検査機器の整備というメニューを新たに設けて、これを機動的に使っているといった状況でございます。説明は以上でございます。

○中田生産局総務課生産推進室長 生産局でございます。引き続きまして、資料3の2をご覧くださいと思います。

政策分野名としましては「国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化」でございます。政策の概要は、これまで需要が増加している用途に対して供給面における対応が十分できていなかったことから、農業と国民の結び付きの強化、あるいは地産地消の推進のための施策を行うというものでございます。その下の施策(1)「農業と国民との結び付きの強化」につきましては、目標①「生産数量目標の達成に向けた国産農畜産物の消費喚起及び供給拡大」ということを目標としております。その下に、測定指標が並んでおります。基本的に、この目標に対する測定指標は、これまでお示したものと同一ものを掲げているところでございます。また、2-6の一番下に指標(シ)というものがございます。国産食肉の利用拡大のため、国産牛肉、豚肉、鶏肉の生産量でございますが、これにつきまして指標そのものは変えておりませんが、本年7月の第三者委員会における御意見を踏まえまして、達成度合の判定方法の見直しを行いたいと考えております。これにつきましては、後ほどまとめて御説明します。

2-7ページ、施策(2)「地産地消の推進」につきましては、地産地消の推進の核となる直売所の運営・販売力の強化を目標としております。測定指標でございますが、2-7は変えておりません。2-8の(イ)学校給食における地場産物を使用する割合、これを本年の3月に「第2次食育推進基本計画」が設定されたことを踏まえて、新しく設けたいと考えております。

政策手段がその後でございます。特に、23年度新規事業の予算額の大きいものとしては、2手段-6ページ上の(26)農業者戸別所得補償制度を23年度から本格実施しております。販売価格が生産費を恒常的に下回っている米、麦、大豆等の主要農産物に係る所得を補償するための交付金及び水田の有効活用を促進するための交付金の交付ということを主な内容にしております。これにより、戦略作物の生産性向上等を図っていくこととしております。また、これに関連いたしまして、その上(24)、(25)は、戸別所得補償制度が本格実施されることに伴いまして、この機会に戦略作物の生産拡大を支えるための施設整備や基盤整備を緊急に進めようと

いう事業を23年度に実施しております。政策手段の主なものは、以上でございます。

続きまして、資料4「指標等の新設・見直しについて(案)」でございます。2ページの「見直し」の欄に、先ほど申し上げました指標(シ)に対応いたしまして、国産牛肉、豚肉、鶏肉の生産量につきまして達成度合の判定方法の見直しについて記載しております。これにつきましては、このページと先ほどの資料3の2-6ページを併せてご覧いただきたいと思っております。今年の7月に実施されました前回の第三者委員会におきまして、委員の方から牛肉の生産量につきまして、過去の出生頭数が後年の牛肉の生産量に影響を与えるということであれば、これを踏まえて目標を設定すべきではないかという御意見を頂戴したところでございます。これにつきましては、牛肉の生産量については、基本計画の32年度目標、52万トンが基準年20年の生産量を維持することとしております。この数字をそのまま毎年度の目標として置いているので、過去の情勢を踏まえて毎年度設定しているわけではないということ、毎年度評価していくという上で、出生頭数等過去の状況をどのような形で反映できるかという点については、今後検討していきたいという旨を御説明したところでございます。この委員の御意見を踏まえまして、過去の状況を反映する方法につきまして、私どもの方で検討させていただいた結果、目標値そのものは変えないのですけれども、達成度合の判定方法を見直すということで対応したいと考えております。具体的にどのような判定方法にするかといいますと、資料3の2-10ページ上に、指標(シ)の「把握の方法」「達成度合の判定方法」というものがございます。このような形にしたいと考えております。牛肉について言いますと、牛肉の生産量というものは前回の第三者委員会で御指摘のありました過去の出生頭数はもとより、その年の需要ですとか育成状況、さまざまな要因によって増減曲線を描くということがございますので、過去の実績、平成14～22年度までの9年間の標準偏差を用いて、達成度合の判定に一定の幅を設けたいと考えております。その際、色々な要因によって生産数量が増減の曲線を描くことから、これまでのように減少だけを見るのではなくて、増加の部分についても判定の基準に設けたところでございます。色々な要素がありますので、出生率等どのような要素を入れるかという検討もしました。しかしながら、なかなか幅の取り方が難しいということや、逆に算定計算が複雑になるということがありますので、ここでは過去のデータのちらばりを考慮できる標準偏差を達成度合の判定方法に盛り込ませていただきたいと思いますと考えております。豚肉、鶏肉につきましても同じような形で見直しを考えております。

もう一点、新規の指標の創設でございます。資料4の2ページ「(2)地産地消の推進」のところで、「学校給食における地場農産物の使用割合」という指標を新たに新設したいと考えております。資料3の2-8ページ、この指標につきましては、地域の農林水産業に対する理解を深める

ということだけではなくて、地産地消の有効な手段だということで指標として設定したいと考えております。「第2次食育推進基本計画」におきましても、この指標が目標とされているということで、これを踏まえたものでございます。目標となる数値は、「第2次食育推進基本計画」に示された割合と同じにしております。具体的には、食材数ベースでございますが、16年度で全国平均21%となっている割合を27年度までに30%以上とするということでございます。各年度の目標値は、「第2次食育推進基本計画」に示されてはおりませんが、ここでは目標値までの直線上の数値を各年度の目標値として置かせていただいております。政策分野2につきましては、以上でございます。

○金丸評価改善課長 それでは、食料産業局お願いします。

○國井食料産業局企画課長 食料産業局でございます。

食料産業局からは、政策分野については2つ、3と9を担当させていただいております。まず、政策分野3「食品産業の持続的な発展」、資料3の3-1ページから順次ご説明させていただきます。当局の指標は、見直し、新設がかなりございますので、資料4の3ページも併せてご覧いただきながら、資料3で変わったところを中心にご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

「食品産業の持続的な発展」でございますが、3-2ページに施策(1)「フードチェーンにおける連携した取組の推進」を掲げてございます。この関係の目標①は、「フードチェーンの適切な機能の発揮」でございますけれども、その中で(イ)食品関連事業者と農業者の連携による商談・成約件数の測定指標を今回見直しいたしました。従前は、外食・中食事業者と農業者の連携による商談・成約件数ということで設定してございましたが、連携という点では外食・中食事業者に限らず加工製造業者等も含める方が適当であるという判断でございまして、これを含めた概念でありますところの食品関連事業者と農業者の連携に変えさせていただいたところでございます。目標件数の考え方につきましては、3-2右側に書いてございます。産地交流会やフェアを開催しますので、ここの来場者数等々から計算いたしまして、57件を目標として設定させていただいたところでございます。3-3ページ、施策(2)「国内市場の活性化」のうち目標①「食品産業の国内生産額の維持」でございます。ここで見直しましたものが(イ)6次産業の市場規模で、新たな測定指標を今回掲げることいたしました。従前は、資料4の3ページをご覧くださいとおわかりのとおり、地域農商工等連携促進対策事業に参画し、商品開発に取り組んだ食品製造企業の製品出荷額ということで置いておりましたけれども、当該事業が平成22年度で終期を迎えたということもございますので、今回、省の重要施策として推進しております6次産業化に関

係する指標に変えたわけでございます。なお、右側に書いてございますとおり、この指標につきましては、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないということから、各年度の目標値は設定しないこととしております。23年度に現行1兆円の3倍の3兆円にするという目標を掲げさせていただいているところでございます。資料3、3-4ページ、目標②「食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化」でございます。ここで見直しを行いましたものが一番下の(ウ)でございます。食品事業者環境対策推進支援事業の研修会参加企業におけるCO2削減の計画づくり及び具体的実践の取組割合ということでございます。これにつきましては、資料4の3ページにございますとおり、22年度で50%以上という目標を従来から掲げておりまして、期限が来たわけでございますけれども、(イ)の食品製造業の中小企業に係るCO2排出量という指標がこれに関連するものとしてもう一つあるわけでございます。こちらの目標について東日本大震災の影響がございまして、目標値の妥当性の検証、必要に応じた見直しということを検討しておりますものですから、期限が到来いたしました(ウ)を引き続き関係の指標として使用するため、目標年度を年ごとにすべからく50%を達成するというところで、見直しをさせていただきたいと考えております。3-5の施策(3)「海外展開による事業基盤の強化」については、目標等の変更はございません。

続きまして、政策手段の概要について簡単に御説明させていただきます。3手段-3ページ(17)農業・食品産業強化対策整備交付金のうち、卸売市場施設整備対策でございます。これは交付金の内数ということでございまして、23年度の交付金全体の予算額は31億2,700万円ということで、この中に卸売市場の関係のメニューが含まれているということでございます。右側の政策手段の概要にございますとおり、卸売市場の機能強化を図るために中央卸売市場における卸売場の低温化等の取組を支援していくというものでございまして、この支援措置を通じてフードチェーンの適切な機能の発揮に寄与するという効果を期待しているものでございます。簡単ですが、政策3については以上でございます。

引き続きまして、政策分野9「農業・農村における6次産業化の推進」につきまして、続けてご説明させていただきます。これにつきましては、資料3の9-1から始まっております。これも先ほどと同様、資料4の6、7ページに渡りまして見直し、廃止等の比較がございまして、こちらを併せてご覧いただきたいと思います。

資料3の9-3ページ、施策(1)「農業者による加工・販売分野への進出等の取組の促進」の中で、(エ)6次産業の市場規模という指標を立てさせていただいております。これは先ほど政策分野3で御説明したのと同じ指標で、かつ考え方も同じでございますので、説明は省略させて

いただきます。資料3の9-4ページ、一番上に(ア)国産バイオ燃料の生産量というものを掲げてございますが、従前までは、資料4の6ページをご覧くださいとおわかりのとおり、バイオマスタウン構想を公表した市町村数というものを目標として掲げてございました。この目標につきましては、目標年度が22年度ということでありまして、目標年度を迎えたために廃止させていただくこととしたものでございます。なお、バイオマス活用推進基本計画というものが22年12月にできましたが、現在、これに基づくロードマップを作成しているところでございまして、このロードマップを踏まえて今後新たな指標を設定する予定としておりますので、お知らせしておきたいと思っております。見直しを行ったものの2点目が(イ)発電電力量の占める再生可能エネルギーの割合という指標を立てさせていただいております。これは資料4のところでご覧くださいと、従前は農村における再生可能エネルギー利活用施設の事業化規模という指標でございましたが、今回お示したような指標に変えさせていただいております。これにつきましては、原発事故を契機といたしまして、農山漁村に賦存するエネルギー源を活用した再生可能エネルギーの導入促進の必要性が求められているということもございまして、また、エネルギー・環境会議におきましても諸々の検討が行われております。それらの議論を踏まえて追加的に測定指標を設定することとしたいと考えておりますが、当面は2020年代初頭に20%を達成するということを目指させていただいております。見直しの3点目は、(ウ)六次産業化法に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定という指標でございまして、資料4の6ページの一番下をご覧くださいように、従前は素材・エネルギー・医薬品等の分野における事業化共同体いわゆるコンソーシアムの組成数ということで掲げておりました。しかしながら、先般、六次産業化法が成立いたしまして、こちらの法律に研究開発・成果利用事業計画というものが定められることになりました。この認定数を指標として活用することが可能になったことから、見直しをさせていただいたものでございます。その認定数を年間10件ということで年度ごとに10件ずつを目指すということでございます。資料3の9-5ページ、(エ)新事業創出に携わる人材の育成数を掲げております。これは資料4でもおわかりのとおり新設ということでして、今回新たに策定いたしました。これにつきましては、右側の説明に書いてありますとおり、農林水産業・農山漁村に由来する資源を活用した新産業の創出という点では、このようなものを先導できる人材が不足しているということでもあります。そのような人材の育成数を指標として設定したところでございます。事業として新事業創出人材育成プログラムというものを我が省において実施しているわけですが、このプログラムの受講者数を人材の育成数とみなしたいと考えているところでございます。その下の(オ)も新たに設けました指標の2つ目でございます。地域食材を5割以上活用した創作料理の

売上高ということをごさいます、この取組については右側に書いてございますが、観光客の増加ですとか、農林水産物の新たな価値付けと農林水産業・農山漁村の活性化・高付加価値化につながるということから、新たに設けさせていただいたものでございます。目標値につきましては、目標年度 27 年度、目標値 6.8 億円と、それに向けて順次増加していくという年度ごとの目標値を立てさせていただいたところでございます。政策分野9の概略と指標の見直しについては、以上でございます。

最後に、政策分野9の具体的政策の例を1点ご説明させていただきたいと思います。9手段-2ページ、(7)6次産業総合推進事業を平成 23 年度から新たに実施しているところです。この事業につきましては、新商品の開発支援等により、農林漁業者等の6次産業化を支援することによって、農村地域における雇用と所得の確保に寄与することが目標でございます。具体的にもう少しご説明いたしますと、地域段階の取組と全国段階での取組と大きく2つに分けて行うこととしてございます。地域段階の取組については先ほど申し上げたとおり、6次産業化の取組に向けた計画づくりから始まって、新商品の開発や販路開拓などの取組を支援します。また、技術研修や交流会などを開催するということが主な内容でございます。全国段階の取組につきましては、これらの取組をサポートする人材の育成や紹介ということを行ったり、6次産業化推進に係る調査や関係機関の連携の促進などについて民間団体等に対し支援するものでございます。以上、食料産業局関係の政策分野3と政策分野9についてご説明させていただきました。

○金丸評価改善課長 それでは、ただいまの説明について御意見、御質問等がありましたら御発言をお願いいたします。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 ご説明いただいたもののうち、新設・見直しされたものについて、いくつかまとめてお伺いさせていただきます。

まず1つ目が、政策分野2の地産地消の推進に係る指標です。説明をお伺いしますと、学校給食における地場農産物の使用割合につき、当初、平成 22 年までに 30%以上にすることを目指していたが、目標達成ができなかったため、新たに、27 年度 30%を目標として再設定したという御説明でした。27年度 30%という目標を設定するに当たって、各年度の目標設定については、16年度の 21%を基準に、そこから均等割りで設定されたと伺いましたが、22年度に目標達成できなかったということですので、まず 22 年度が何%かという数値を示していただいた上で、そこを基準にして 27 年度の 30%に向けて目標を段階的に設定すべきではないのかという印象を受けましたが、この点はいかがなのかという点です。

次に、政策分野3のフードチェーンにおける連携した取組の推進に係る指標で、商談件数・成約件数というものが挙げられております。これは、産地交流会やフェア等での商談あるいは成約件数を意味するということでした。通常は、商談を経て成約に至るという形になると思います。商談さえすれば1件に数えるのであれば、成約の件数というものは入れる必要はないと思われま。つまり、商談を経て成約に至った場合というものは、商談1件、成約1件と数えるわけではないと思います。商談の段階で1件になるのであれば、その後、成約したかしないかということは問わないこととなります。商談に入ること自体が重要であれば商談件数という目標にすればいいと思いますし、成約に至ることが重要であれば成約件数にすればいいと思います。商談に入ることと成約に至るということは段階が違うものですから、その両者を合わせて目標値とすることはたして妥当なのかという印象を受けました。その点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

第三点として、同じく政策分野3の(2)国内市場の活性化の6次産業の市場規模という指標についてです。これは10年後に10兆円を目標ということで、当面5年間で3倍の3兆円という目標になっていますが、これは5年で3倍の3兆円、更に残りの5年でその3倍の10兆円程度という設定なのかとも拝察しました。他の指標を見ると、長期にわたる場合、大体、均等割りで目標を設定されておりますが、これについてはなぜこういう設定のされ方をしたのかお伺いしたいと思います。市場の拡大については、初期は、段階的に規模が拡大していった、ある程度の規模になったら急速に拡大するという見通しに基づくものでしょうか。この点について、なぜそのような設定の仕方をされたのかという点をお教えいただければと思います。

第四点目は、先ほどまとめて説明していただいた政策分野9の発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合という指標についてです。これについては、発電電力量の変動によって割合自体が変動するため、例えば、農村における再生可能エネルギーの発電力を増やすことを企図するのであれば、それ自体の増加というものを目標に置いた方が指標としてはより直接的かという印象も受けました。この点について、どのようにお考えになっているのかにつきお教えいただければと思います。

最後に、新事業創出に携わる人材の育成件数の指標についてです。これは大変詳細な4つの育成プログラムがあって、それを受講した人を当該指標における育成数とみなすとされていますが、こうしたプログラムは、当初受講していたけれども、途中で抜け落ちてしまう人もおそれると思われま。ここでいう受講というものは、その4つのプログラムをきちんと修了された方というイメージなのではないでしょうか。それとも、とりあえず受講登録をした方ということなのではないでしょうか。そ

の点をお教えいただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○金丸評価改善課長 それでは、食料産業局から回答をお願いします。

○國井食料産業局企画課長 今、お尋ねいただいたものは、すべて食料産業局の関係になりますので、まとめてお答えしたいと思います。

1点目の地産地消の目標の立て方については、少しお待ちいただきたいと思います。

2点目の商談件数の考え方でございますが、これは、商談件数と成約のどちらを重視するかという御質問だったかと思えます。基本的には、委員のおっしゃるとおり成約まではいかないが、商談には入ったというものも目標値としていいと我々も考えております。要するに構図としては全体として商談が行われた件数があり、その内数に成約件数とまだ商談継続中のものがあると思えますので、全体としての商談件数を目標値とするようにしていきたいと考えております。

3点目の 10 兆円の6次産業化の目標の点でございます。基本的な考え方は、委員のお考えのとおりであります。確かに順次増えていくという考え方も他の指標にはよくあるところでございますが、我が国の6次産業化というのは農林水産省、食料産業の関係では非常に重要な目標と考えております。これはとにかく加速度的に増やしていかなければいけないという考えでございます。取組が進むとその後加速度的にいきますか、増えていくということをこれからいろいろツールを使って支援していきたいと考えております。そういう考え方で順次少しずつということではなくて、ある段階から伸びていくという指標をあえて選んだということでございます。

4点目の再生可能エネルギーの関係です。割合ではなくて絶対量にした方がいいのではないかと御質問だったと理解しております。委員のおっしゃるような考え方も確かにあります。ここでとりあえず指標として使っているものは、現在、政府としての目標が 2020 年代初頭にということを出しておりますので、現時点である政府の目標値をここで掲げさせていただいたものです。ただ、これにつきましては、現在、エネルギー・環境会議等で戦略策定について諸々検討が行われておりますので、政府全体の目標設定と併せて今後検討させていただきたいと考えています。

最後の人材の育成事業の関係です。これは、基本的には途中で投げ出した人は数えずに、修了した者だけをカウントするということにさせていただきたいと思えます。完了した者であれば十分な能力を身につけ得ることができると思えますので、この指標としては適当ではないかと考えておるところでございます。

○金丸評価改善課長 その他に御意見、御質問等ございますか。

大熊委員、どうぞ。

○大熊委員 私も何点かありますが、まず、政策分野1についてです。施策2「食品に対する消費者の信頼の確保」というところで、不適正表示率を下げるという目標についてです。資料を読みましたら、原産地の表示及び加工食品の表示で、4万店の検査をしたと資料に載っていたかと思います。これは全体の大体どのぐらいの割合になるのでしょうか。要するに、検査は全体の何%で行われたかということをお聞きしたいと思います。

続いて、政策分野3の施策2「国内市場の活性化」についてです。中小企業のCO₂排出量の削減ですが、これは食品産業のCO₂削減促進、対策事業の研修会参加企業における削減率ということで、研修会に出た企業のうちの50%が削減目標を立てたということを表しているのでしょうか。その中小企業の数の中で削減目標を立てたのは全体のどの程度であるか。全体数の中からどのぐらいの企業が削減の計画を立てたかということが分からなかったものですから、それについても教えてください。

次に、政策分野9の農村における再生可能エネルギーについてです。バイオマス、バイオマスタウン、バイオ燃料と書いてありますが、多分、農業用水を利用した小規模の水力発電についても書いてあったと思います。これを実施しようと思った場合、どの程度の投資が必要なのか。設備投資ですね。潜在的なエネルギーを作れる可能性が非常に高いのではないかと思います。実際にそれを実施する場合は、どの程度の設備投資が必要であるかということをお教えてください。

また、先ほども御質問に出ていましたが、新事業創出人材育成プログラムについてです。これは受講者数をもって育成数とみなすということが書いてありますが、実際に受講して、一人前になって実際に活動ができたという人がいる一方で、受講して卒業したけれども、結局そのまま終わってしまったという人たちも多く出ると思います。現場で実際に人材として活躍して初めて育成したと言えると思いますので、受講して卒業したからそれで育成ができたということではないので、有効な政策としては、受講した後に実際にそういう職場に就けたかどうかということの後追いもしていかなければならないと思います。どの程度の人たちがそういうところに就業したか、そういったところまで追いかけていただきたいと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。以上です。

○勝野評価改善課課長補佐 それでは、消費・安全局から回答をお願いいたします。

○強谷消費・安全局消費・安全政策課長 御質問の第1点目でございます。どのぐらいの割合かという御質問でございますけれども、原産地の不適正表示の関係では、実績値が10.6%とい

う数字でございます。次に、加工食品の義務表示事項の不適正表示でございますが、この不適正表示率が12.7%という数字でございます。以上でございます。

○大熊委員 不適正表示率が、ということですね。

○強谷消費・安全局消費・安全政策課長 不適正な表示率でございます。

○大熊委員 そうではなくて、おそらく抜き取り検査をなさったと思いますが、その検査の割合です。全体の中のどの程度の検査をしたかということです。

○強谷消費・安全局消費・安全政策課長 約1割ということでございます。

○大熊委員 1割ですか。

○強谷消費・安全局消費・安全政策課長 はい。

○勝野評価改善課課長補佐 続きまして、食料産業局お願いします。

○國井食料産業局企画課長 では、食料産業局の関係をお答えしたいと思います。

まず、CO₂の関係で食品事業者の全体数ということでございますけれども、基本的にこの目標の立て方は、研修会に参加した企業というものがあまして、その中で新たに削減の取組を開始した企業の割合というものを見るものでございまして、例えば100社参加すれば50社取り組み始めてくれれば目標を達成したということになるということでございます。実際、どれぐらいの企業が削減目標を立てたのかというものは、今、手元にデータがございませんので、これは改めて確認をさせていただいて後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○大熊委員 おそらく質問の仕方が悪かったのですが、研修に参加した企業というものは、全企業の中のどの程度の参加率なのでしょうか。

○國井食料産業局企画課長 それは、おそらく企業全体の統計か何かがあつて、その中でこの研修に参加した数はわかるはずだから、それを比率でいうとどれぐらいになるかということでございますか。

○大熊委員 はい。

○國井食料産業局企画課長 すみません、それはデータを確認させていただけますか。今、すぐに手元にデータがないものですから。

○大熊委員 分かりました。参加した企業の中の50%という割合としてはすごく大きいですが、中小企業の食品会社の数の中の一体どの程度の割合が、削減目標を立てて実行に移そうとしているかという全体像の中から見たかったものですからお尋ねしました。

○國井食料産業局企画課長 分かりました。それ以外の御質問でございますけれども、再生可能エネルギーの小規模水力の設備投資の金額という御質問でございましたが、平均的には発

電規模で1kW 当たり 100 万円程度と言われているということでございます。ちなみに、現在、農林水産省の農業農村整備事業で農業用水を活用した小水力発電施設というものが全国にあるわけですが、これが 26 地区ありまして、この合計出力が2万 2,000kW というデータがございます。それぞれの地区によって出力は違うと思いますが、大体1kW 当たり 100 万円程度の設備投資がかかるということで御理解いただければと思います。

次に、新事業の創出人材育成プログラムの件でございますけれども、確かに委員がおっしゃるとおり、研修を受けても本当に実務に携わるのかという課題はあると思います。その点につきましては、端的に申し上げますと、農林水産省においてもフォローアップを確実に行うために、そういう人たちと直接連絡を取れる体制を整備したいと思います。また、受講された方に所在地の農政局や地域センターの窓口の連絡先ですとか、人材バンクのアドレスとか、それらの方が活躍していただくために必要となる情報というものは積極的にこちらからも出していききたい、それを行った上でしっかりフォローをしていきたいと考えております。

○勝野評価改善課課長補佐 他に御意見ございませんか。

先に速水委員、次に福土委員、お願いいたします。

○速水委員 4点ございます。

政策分野1-3(ウ)生産者等における食品の入出荷記録の保存の取組率についてですが、これは非常に重要なポイントだと思います。現在の取組率は、把握されていますか。個々の生産者等で、かなりきっちり記録されているのではないかと思います。それが1点目です。

2点目に、政策分野3-2(イ)食品関連事業者と農業者の連携による商談・成約件数について、先ほども質問が出ていましたが、産地交流会やフェアというものは、様々な業態で行われます。「測定指標の選定理由及び目標値の設定の根拠」欄の下から3行目に、産地交流会1か所当たり3件、参加事業者数 30 の 10%と記載してありますが、この目標値では少ないのではないかと思います。フェアの場合、対象者を BtoB として絞っていくのか、一般の消費者を集めて開催するのか。このような目標をあえて立てるであれば、Business to Business になるように囲い込みをきっちりやっておくとか、フェアを開催する時の目標がはっきりしてくると思います。もしそうであれば、この数字というものは、いかにも少ないのではないかと思います、その点についてお尋ねします。

3点目に、政策分野3-4(ウ)CO₂削減に関する指標についてですが、実際に CO₂ の発生量が全体的にどう下がるのか。システムの方に重きを置いて、パフォーマンス、つまり CO₂ がどれだけ下がっていくのかということをはほとんど意識しないまま評価してしまうなり、事業を進めてし

まうなり、そういう可能性があるのではないかと思います。やはり、CO₂ の削減という限りは、何かしらパフォーマンスを評価するところをきっちり置いておかないと、それが1%であろうが2%であろうが、その中でこれだけ下がっていったということを何らかの形で見たいと思います。いかがでしょうか。

最後に、政策分野9-5(オ)地域食材を5割以上活用した創作料理の売上高についてです。27年度に6億8,000万円という目標値が出ていますが、これの母数というか、全体的にどういうマーケットの中で、そのマーケットの規模というものは一体幾らぐらいの規模を持って、その中の6億8,000万円という母数がないと、6億8,000万円が果たして目標値として正しいのか正しくないのか分からないです。10億円の中の6億8,000万円なのか、68億円のマーケットなのか、680億円のマーケットなのか、そういうものがない限り、目標値として設定することはどうかと思っています。

以上、4点です。

○勝野評価改善課課長補佐 まず、消費・安全局からお願いします。

○強谷消費・安全局消費・安全政策課長 1点目についてお答え申し上げます。このトレサの関係は、23年度の実績値から評価を実施ということになってございまして、これから調査を開始するという状況でございますので、今段階での数字というものは持ち合わせてございません。

○勝野評価改善課課長補佐 次に、食料産業局お願いいたします。

○國井食料産業局企画課長 3点御質問をいただきました。

1点目は、6次産業化の関係です。フェアの目標がいかにも目標としては少ないのではないかとございまして、この点につきましては、実際に果たしてどれくらいできるかということは未定なところがあります。とりあえずは現実的な目標、あまり無理のない目標ということで設定したと考えてございます。

2点目は、CO₂ の発生量のパフォーマンスの評価をどうするのかという御指摘でございました。この点につきましては、今回、震災の関係で実際に測定が難しくなってきたという事情があります。全体目標としての中小企業に係るCO₂ の排出量というものが本来的には一番の目標だと思っております。これについて、現状の実績を使いながら新たな考え方を示していかなければいけないのですが、委員がおっしゃったものは、その意味で補足的な指標と考えており、参加者のうちどれくらい計画を立てたか等で取っているということです。パフォーマンスをどう評価するかという点につきましては、何か考えられないかとは思いますが、現時点では具体的な知恵がないものですから、申し訳ございませんが、そういうことで御理解いただけたらと思いま

す。

最後に、地域食材の関係で母数をどう考えているのかということでございましたけれども、正直申し上げて、統計的な数字があるわけではございません。ただ、今、全国でB-1グランプリとか行われております。そういうものに関する状況などを今後調べた上で、妥当性を検証していきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○速水委員 ありがとうございます。それぞれに努力をしていただければありがたいと思います。1点だけ疑問に思う点があります。政策分野3-2(イ)フェアの目標について、現実的などころでという御説明をいただいたのですが、フェアを使ってやっていく限り、とにかくフェアのターゲットをどこに絞っておくか、一般消費者がたくさん集まるフェアであればこのような数字が妥当だし、逆に、このフェアを使って本当に商談を成立させていこうと思うならば、フェアの来場者なり、フェアに出してくる人たちというものは、お互いに次の商談のステップとして必ず使いたいという思いを強く持った人を集めるフェアとして行っていく必要があるかと思えます。フェアの開催というものは、民間でやる場合はそういう発想でよくやります。BtoB でいくのか、BtoC でコンシューマーに回すのか。その辺がはっきりしていないのではないかという心配を持ったわけです。何となくおいしいものが安く手に入るという場面で、商談も一緒にやろうと思っていると、数字は非常に低いものになっていくだろうし、かなり絞っていけば、来られる方もビジネスとして成立させようと思うならば、このような数字ではない数字、少なくとも商談のスタートというものはかなり高い率で商談というものは動いていくような気がするのです。他の事例を見ましても、はっきりしているところは、BtoB でかなり参加者を絞り込むことで、逆に言うと、成果を出していくということがはっきりされていて、そういう専門家もいらっしゃいます。もしそのあたりがぶれているならば、少し中で整理をする必要があると思えます。この事業ということよりは、フェアということ絡めた場合には、そういう発想を持たれた方がよろしいのではないのでしょうか。

○勝野評価改善課課長補佐 時間もないので、御意見として承りたいと思います。

福士委員、お願いします。

○福士委員 6次産業化のところに絞って、1つお伺いします。

市場規模で測る指標を設定していますが、市場規模というものは何をどう測るのでしょうか。この数字だけ、非常に大きく抽象的な取り方をしていますが、6次産業化について、これから国民に周知を図っていくときに、もう少し具体的なイメージのつきやすい指標の立て方は他になかったのだろうかということを感じました。それが質問です。

また、これは意見ですけれども、何のための目標かということ考えた場合、勿論、農林水産省

の各業務の目標値であると同時に、何に農林水産省として力を入れているのかということを表していることと思います。一方で、予算の確保とか戦略的に外に向けに出さなくてはならないという意味合いもあると思います。まず、国民がこれを見たときに、このような政策がこう行われているんだな、何が重要視されているんだなということが、自分たちの生活なり、一般の生活感覚の中で理解できるような具体性のある数値の設定をしないと理解を得られないと思います。例えば、お米の消費をこれだけ増やす。これは、非常にイメージがつかますというように、全部が全部そうはならないかと思いますが、一般の国民が具体的に把握できるような数値の立て方をなるべくするような努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○勝野評価改善課課長補佐 食料産業局、お願いします。

○國井食料産業局企画課長 6次産業の1兆円から3兆円の目標の数値に関してですが、現在この1兆円という数値を何から取っているかといいますと、直接販売と加工、輸出、観光、レストラン等という4つのカテゴリで諸々統計とか調査がございます。そこから取っていきますと、直接販売が約0.6兆円、加工が約0.3兆円、輸出が約0.5兆円、観光レストラン等が約0.04兆円という統計がございますので、これを全部足し上げるとおよそ1兆円ということで、一応積み上げておる数字です。これを5年間で3倍にしていこうという発想で立てさせていただいたものでございます。

○金丸評価改善課長 他に御質問ございますか。

大熊委員、どうぞ。

○大熊委員 追加でもう一点御質問があります。学校給食における地場農産物の使用割合について、27年度の目標が30%となっておりますが、これは通年通した取組率と考えて良いのでしょうか。例えば、1年間のうちでどこか1か所を切り取って、その瞬間的な使用率が30%ということであればあまり意味がないことだと思います。年に1度地場産のものを使って特別給食を作りましたということであれば、地産地消の効果としてはあまりないので、通年通した取組率というものを掲げていただいた方がより実効性があると思うのですが、いかがでしょうか。

○國井食料産業局企画課長 お答えいたします。学校給食の活用状況については、調査対象時期を年2回、5日間ずつ取ります。22年でいえば、6月14日から18日までの5日間と、11月15日から19日の5日間と2回取って、その中での取組率を調べています。確かにそこだけ集中的に取り組めば、数字に反映されてしまうという意味で正しい数字ではないかもしれませんが、しかし、多少のこぼこはあるかもしれませんが、大体一定の割合で使われていて、そこを抽

出的に取って調査しているのです、そんなにおかしな数字にはならないだろうと考えているところ
でございます。

もう一点、先ほど山本委員から御質問のあった地産地消の基準年の関係を併せてご説明さ
せていただきます。基準年を22年度実績値とすべきではないかということでしたけれども、御指
摘の点につきましては、文部科学省とも相談をさせていただいて、検討させていただきたいと考
えております。目標は、食育推進基本計画のものでございますので、そういうことでお願いした
いと思います。

○大熊委員 学校給食に関する指標について、質問ではなく、意見です。学校給食市場という
ものは、非常に大きくて、ここで地場産のものを使うと非常に地産地消率が上がると思うん
です。今、6月と11月とおっしゃったのですが、なぜ6月と11月かなと思ったのは、大体8月、9
月、10月が全国的にも農産物が多く出ているので、その間が調べられていないということと、6
月と11月でなぜ2点だけなのか。重ねてお願いしたいと思います。なかなか大変かもしれない
のですけれども、通年を通して調べていただくと、また6月と11月とは違った数値が出てくる、あ
るいは違った地域特性が出てくると思いますので、是非そういったところをやっていただきたい
と思います。

○國井食料産業局企画課長 分かりました。この時点では、なかなかお答えできませんが、問
題意識は承りましたので、検討させていただきたいと思います。

○金丸評価改善課長 それでは、予定の時刻を過ぎておりますので、次の政策分野に移らせ
ていただきたいと思います。中目標2と3につきまして、経営局、農村振興局、生産局の順に説
明をお願いいたします。

○塩川経営局総務課長 それでは、経営局の方から政策分野の5と6について説明いたしま
す。ご覧いただくと分かりますように、目標自体の変更はほとんどありませんので、今までの御説
明と重なる部分があると思いますが、御説明申し上げます。

まず、5-1、政策分野名「意欲ある多様な農業者による農業経営の推進」です。施策(1)、目
標としまして、「意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保」です。この測定指標は、
(ア)(イ)(ウ)にありますように、農地面積のうち販売農家が担う面積の割合、法人経営が担う面
積の割合、集落営農が担う面積の割合、それぞれ目標年度におきまして7割、1割、2割程度と
いうものを目標値として設定しています。施策(2)「人材の育成・確保等」の目標①「新規就農
青年の増加」は、測定指標を39歳以下の新規就農青年の数、これを平成27年度に1万5千人
ということを目標値として掲げています。目標②「若手女性基幹的農業従事者がいる全ての農

家での家族経営協定締結の推進を通じて女性の農業経営への参画を促進」は、締結の件数を測定指標としまして、現在4万件のものを平成32年度までに7万件に増加させることを目標値としています。目標③「女性農業委員や農業協同組合における女性役員の登用の増加」は、測定指標としまして、農業委員、農協役員において女性が登用されていない組織の数、これを25年度に女性が登用されていない組織を解消するということを目標値として掲げています。目標④「農作業死亡事故件数を減少」は、測定指標を農作業死亡事故件数、目標値としまして、25年度に農作業死亡事故数を354件以下にするとしています。施策(3)目標①で「農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化」は、測定指標としまして、(ア)農業総産出額に対する日本政策金融公庫資金の貸付残高指数、各年度で12%というものを目標値にしています。(イ)スーパーL資金等の借入手続の所用日数が45日以内となる割合を測定指標、各年度でそれを達成することを目標値としています。施策(4)「農業災害による損失の補填」は、共済金の早期支払いを通じた被災農業者の経営安定ということで、水稻、麦について共済金が年内に支払われる農家数の割合を、その他の品目については評価対象事務を標準処理期間内に処理した割合を測定指標とし、それぞれ各年度で100%を目標値に掲げています。

政策手段の方でいくつか御説明申し上げます。5手段-3ページで、先ほど生産局からもお話がありました(12)農業者戸別所得補償制度です。これは22年度からモデル対策としてスタートし、今年度から本格実施しているものです。農業経営の安定、国内生産力を確保するため、交付金を交付することによって意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保に寄与しているということで、24年度につきましても同額を要求しているところです。5手段-4ページ、(21)農の雇用事業というものがあります。農業法人等が実施する実践研修を支援して、雇用就農を促進するという事業です。これにつきましては、24年度は更に拡充した予算要求を行っているところです。

次に、政策分野6です。6-1は「優良農地の確保と有効利用の促進」という政策分野です。施策(1)目標①の「農用地区域内農地面積の確保」は、測定指標としまして、農用地区域内農地面積の増加、32年に累計で8万ha増加するということを目標値にしています。施策(2)「耕作放棄地対策の推進」は、農用地区域内における荒廃した耕作放棄地を解消するというので、測定指標としまして、(ア)荒廃した耕作放棄地解消面積、32年で累計10万haとすることを目標値としています。施策(3)の目標①「平成32年までに農地面積の8割程度を販売農家、法人経営に集積」は、(ア)農地利用集積円滑化事業による集積面積を測定指標、27年度に年間5万haを目標値にしています。(イ)農業生産基盤整備地区における意欲ある多様な農業者への農

地集積率を測定指標、27年度におきまして7割以上を利用集積することを目標値としています。恐縮ですが、資料4の5ページ、先ほど申し上げた目標の見直しです。6.(3)「意欲ある多様な農業者への農地集積の推進」については、従来は25年において2万haとしていました。これにつきましては見直しをし、5万haと数字を上げています。なぜかと申しますと、注書きにありますように、22年度は農地利用集積事業というものを実施しておりましたが、これを22年度限りで廃止し、23年度からは、先ほど申し上げた農業者戸別所得補償制度の中に規模拡大加算というものを盛り込みましたものですから、それによって更に規模拡大、農地集積を進めていくということで5万haという数字を掲げているところです。

資料3の6手段-4(9)農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備を図りまして、農用地区域内の農地面積の確保を図ろうというものです。(10)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、まさに名前のとおり、こうした耕作放棄地を再生利用する農業者の取組みを支援して、荒廃した耕作放棄地の解消を図るというものです。6手段-6(20)農地保有合理化促進対策費交付金(規模拡大加算交付金)は、先ほど申し上げた農業者戸別所得補償制度の中に位置づけておりますが、面的集積のために新たに利用権の設定を受けた場合、農地の面積に応じて10a当たり2万円を交付することによって、面的集積による経営規模の拡大を支援するというものです。これにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進を図るということでして、24年度についても同額を要求しているところです。私の方からは、以上です。

○坂本農村振興局農村計画課長 引き続きまして、農村振興局で政策評価を担当しております農村計画課長の坂本でございます。私の方からは、政策分野7、10、11の3つにつきまして、一括して御説明させていただきたいと思っております。

政策分野の7、分野名「農業生産力の強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備」。これは委員の皆様方御案内のとおり、いわゆる土地改良事業といった公共事業によって、農業生産基盤の保全、管理あるいは整備を進めていくという分野でございます。この政策分野につきましては目標が2つございまして、1つ目は、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業用排水施設を対象に機能診断を実施していく。2つ目は、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や麦、大豆等の作付率の向上です。昨年この第三者委員会で御議論いただきまして設定させていただきました測定のための指標を、本年度におきましてはいずれも見直し等を行わないこととしております。なお、この指標の基になっております基盤整備を実施していく上で、土地改良の長期計画に基づいて実施しております。その土地改良の現行計画は平成

20 年度から 24 年度まで5か年間というものになっております。しかしながら、現在、この土地改良長計につきましては、東日本大震災の教訓や「食と農林漁業の再生実現会議」における議論、こういったものを踏まえまして、1年前倒しで計画を見直すという作業を行っているところでございます。具体的には、食料・農業・農村審議会の専門の部会で本年7月に議論を開始いたしまして、パブリック・コメント等々の手続を経まして、本年12月を目途に答申を受ける予定になっております。したがって、土地改良事業関係の目標あるいは指標等につきましては、その結論も踏まえて検討を行いたいと考えております。この分野における政策手段につきましては、7手段－1ページの制度から始まりまして、2ページ以降に予算関連等が記載されてございます。

引き続きまして、政策分野 10 でございます。この分野は「都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興」でございます。この政策分野につきましては、目標が先ほどと同様2つございまして、1つ目は、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応の強化。2つ目は、都市住民に対する都市農業の理解の促進ということでございます。この2つにつきまして、最初のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応の強化ということにつきまして、現在、国内旅行の需要がいわゆる東日本大震災の被害による影響のみならず自粛風潮あるいは風評被害ということで、被災地以外の地域も含め広域的な国内旅行の需要の減退、こういうものが見られる状況でございます。また、グリーン・ツーリズムの施設の年間延べ宿泊者数の23年度分の実態把握調査を24年に4月に実施するということと、国内観光の需要動向の見通しが24年3月に国土交通省から公表されるという事情があります。これらを総合的に鑑みて、24年度の指標の見直しを行っていきたいと考えております。したがって、23年度の目標値につきましては、現行のもので設定していきたいということでございます。2点目の都市住民に対する都市農業の理解の促進につきましては、昨年8月のこの第三者委員会におきまして、大熊委員から市民農園の区画数だけでは指標としては充分ではないのではないかという御指摘もいただいたところでございます。これに対しまして、私どもも本年1月に「食料・農業・農村及び水産資源の持続的利用に関する意識・意向調査」の中で、都市住民を対象とした都市農業に対する意識調査というものを実施いたしました。いかんせん1回の調査結果があるのみです。更には、都市農業の振興の在り方につきましては、政務から指示もございまして、先月に省内に都市農業の振興に関する検討会といったものを立ち上げて、議論を開始したという状況です。したがって、この都市農業の振興に関する検討会は、今後もおおむね月1回程度のペースで議論を進めて、来年夏を目途に中間のとりまとめを行うという状況もございまして、都市農業の指標に

つきましては、そうした検討会での検討結果も踏まえて、改めて見直しを考えてみたいと考えてございます。ただし、この市民農園の区画数の指標の数値そのものについては、本年度の目標を見直させていただきたいと考えております。この点は、資料4の7ページに見直しの内容がございますけれども、端的に申し上げて、現行の目標数値は平成 11～20 年度の推移を基に 32 年度までの目標を設定しておりました。昨年8月の御議論でそういう説明をさせていただいて設定したものでございます。しかしながら、平成 22 年度の目標数値 13 万 9 千区画に対し、その実績が 14 万 7 千区画となっております。この実績は平成 25 年度の目標さえ超えるということになりました。したがって、目標数値そのものは見直しが必要だろうと考えたところでございます。この原因、私どもも少し検討いたしましたけれども、21 年度、22 年度の実績が大幅に上回った要因としては、おそらく、平成 17 年に特定農地貸付法の改正がございまして、この改正によりまして、農業者以外の個人あるいは企業等の市民農園の開設が可能となりました。これによって、市民農園の開設が順調に増加してきているということが認められるということでございます。そうした点を踏まえまして、区画数の目標数値につきましては、それまでの 11 年度からの 10 年のトレンドで目標を設定するのではなくて、特定農地貸付法の改正後の平成 17～22 年度までの6ヶ年間の実績を基にして、先ほど申し上げました 25 年度までの目標を設定することとしたいと考えてございます。今回は、実績値が目標値を上回っている 25 年度までの目標値を見直すこととして、26 年度以降の目標値につきましては、先ほど御説明させていただきました都市農業の振興に関する検討会の検討結果等も踏まえまして、今後改めて御相談させていただきたいと考えてございます。

最後に、政策分野 11「農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全」でございまして、この分野につきましては、御案内のとおり人口減少による活力の低下、あるいは農村コミュニティが失われつつあるといった指摘、更には農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全を図る施策を実施していく必要があるということです。この政策分野には6つの政策分野に目標がございまして、結論から申し上げます、本年度におきましては、いずれの指標等も見直しを行う必要はないだろうと考えております。11-1ページ、目標①農村部における人口の社会減の抑制。こういったことは、農村のコミュニティを維持していくためには、定住人口の確保は是非とも必要だということで、昨年設定させていただきました指標につきましては、引き続きこれを維持する必要があるだろうと考えております。政策(2)「中山間地域等直接支払制度」。これにつきましては、22～26 年度の5か年間継続して実施する施策ということでございますので、現時点においてこの目標を単年度で変える必要はないだろうということでございます。政策(3)目標「農地・農業

用水等の保全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数及び参加数」の増加という目標も、農地・水・環境保全対策により5か年間の対策で継続中ということでございますので、この測定指標等も見直すことは適当ではないだろうと考えております。更には、集落排水事業による生活排水処理人口の増加。この部分は昨年水産との指摘があり整理させていただきましたが、この集落排水人口の目標値そのものについては見直す必要はないだろうと考えてございます。ただし、集落排水事業につきましては、東日本大震災の影響によって広域にわたって施設が被害を受けておりますので、この部分につきましては、先ほど申し上げました新たな土地改良長期計画の議論なども踏まえまして、必要に応じて見直しを考えていく必要があるだろうと考えております。11-4ページ、5つ目の目標でございます湛水被害、津波・高潮被害等の災害が発生する恐れのある農地を減少させていくこととしております。こういったことにつきましても、測定指標そのものは昨年設定したものの引き続き目標として追及していくということではないかと考えております。更には、6点目の鳥獣による作物の被害の軽減。これにつきましては、高止まりが続いております被害金額の軽減をすることが急務でございますし、そのためには引き続き鳥獣害防止特別措置法に基づく被害対策に取り組む市町村の数を増加させていくことは必要ということです。現時点においてこの目標を見直す必要はないと考えております。なお、ここの欄の23年度の目標値というものはバーになってございますが、これは積雪量などの自然条件によって年度ごとに被害金額にばらつきが生じるということで、昨年の時点から被害金額の目標設定は設定しないということにしております。しかし、24年については目標値が192億円という具体的な数値が設定されておりますので、この目標値に近づいているかどうかということを検証してまいりたいと考えてございます。私の方からは、以上でございます。

○中田生産局総務課生産推進室長 続きまして、政策分野8でございます。

政策分野8「持続可能な農業生産を支える取組の推進」でございます。これは政策の概要にございますが、農業が環境の保全に配慮しつつ、食料の安定供給の役割を果たすことが求められている中、環境保全効果の高い営農活動の促進や有機農業の取組の拡大のための施策を行うというものでございます。施策(1)環境保全効果の高い営農活動の促進ということで、これに取り組む農業者の増加を目標①とさせていただいております。その下に測定指標がございます。8-2上の(イ)酪農経営の関係の指標がございます。これにつきましては、前回の第三者委員会での御意見を踏まえまして、見直しを検討させていただいているところでございます。これについては、また後ほど御説明いたします。施策(2)「有機農業の取組の拡大」。これにつきましては、目標なり指標は変わっておりません。

主な手段でございます。23年度新規で予算額の大きいものということで、1点だけ紹介させていただきます。8手段-2ページ(10)環境保全型農業直接支払対策というものがございます。これは、基は、平成19年度に導入されました「農地・水・環境保全向上対策」のうち、営農活動支援というもので、農地や農業用水の資源を保全する共同活動と一体的に営農活動として化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減する取組に対して支援をしてきたものでございます。23年度からは、共同活動を実施している地域かどうかに関わらず、農業者が化学肥料や化学合成農薬の使用を低減する取組とセットで、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援をするというものを設けております。

さて、指標の見直しでございます。資料4の5ページ、資料3の8-2ページも併せてお開きいただきたいと思っております。まず、資料4の5ページ、元の指標でいうところの8.(1)①(イ)環境負荷軽減に取り組む酪農家戸数という指標を基に施策を進めてきたわけでございます。前回の第三者委員会におきまして、この目標の設定につきまして全国の酪農家の戸数そのものが減少していることを踏まえまして、現行の掲げておるような戸数の絶対値から割合という形に指標を見直してはどうかという御意見を頂戴しました。新たな目標を設定するに当たりましては、こうした委員の御指摘も踏まえまして、酪農経営の戸数で環境負荷軽減の取組事業に参加している戸数を割って出すという割合も検討したのですけれども、更に踏み込んで、その評価の対象をそういった取組なり事業の効果も含めまして、より客観的な目標にしたいと考えました。そこで、酪農経営の苦情、悪臭、水質汚濁関連の発生割合というものを設けてはどうかと考えているところでございます。これは御案内のように、酪農の経営規模の拡大や地域における混住化が進行する中で、酪農経営によって起こる苦情の多くの内容は、悪臭や水質汚濁の関連となっております。これに適切に対処するということが、酪農の持続的な発展とともに、ここで目標としております環境保全効果の高い営農活動につながるということを考慮しまして、この酪農経営の苦情、悪臭、水質汚濁関連の発生割合を目標として設定したいと考えております。具体的には、直近5年間、18～22年の発生割合の最大最少を除いた5中3平均の2.9%を基準値としまして、これを27年度までに2.5%まで落としていきたいと考えているところでございます。今回、このような見直しをさせていただきたいということでございます。以上でございます。

○勝野評価改善課課長補佐 それでは、意見交換に移りたいと思っております。

山本委員、お願いいたします。

○山本委員 ただ今、御説明いただいた政策分野8の環境負荷軽減に取り組む酪農家戸数に関する指標についてですが、前回、酪農家戸数自体が減っているのです、件数ではなくて割合

の方ではどうかということをお願いしたのを受け、御検討いただきありがとうございます。

お伺いしたところ、環境保全効果の高い営農活動の促進という方針自体は変わっていないわけですね。そのために、より客観的な指標として苦情の発生割合を挙げられたということですが、代替指標としてこの苦情の割合が果たして妥当なのか、本当に客観的な基準なのかというところに若干疑問を覚えたところです。苦情を言うかどうかというものはかなり主観的要素、あるいはどういうところで酪農経営をやっているかという外部的要素も絡むところだと思います。もちろん苦情についても少ないにこしたことはないと思いますが、この苦情が減れば当然環境保全効果が図られたと、必ずしも結び付くわけではないかとの疑問を覚えました。そうすると、より客観的な指標としては、環境負荷軽減に取り組んでいる酪農家戸数の割合という方が妥当ではないかという印象もあります。こういった点については、いかがお考えでしょうか。

○中田生産局総務課生産推進室長 順序立ててご説明します。まず、委員のおっしゃった、いわゆる環境負荷軽減に取り組んでいる参加戸数を全国の酪農経営の戸数で割るというやり方を第1に検討しました。ただ、減少、増加があるということではなくて、長期的に減少する傾向が見えており、かつ 21～22 年にかけて見ますと、全国の酪農家戸数はおおむね5%程度の減少。一方で環境負荷軽減に取り組む酪農家戸数は2%の減少ということでした。これは確かに割ってみれば割合は増えるので、我々としてはいい数字になるのですけれども、酪農家戸数全体が減少傾向にある中で環境負荷軽減に取り組む戸数の割合が増加するという場合、これを政策効果としてどう見たらいいのかというところが非常に悩ましい問題です。それはなかなか解決しないという中で、別途客観的かどうかはその後でございますけれども、直接的な事業の参加戸数というアウトプット指標というよりも、事業の波及効果を含め、取組が達成されれば解決されるであろう指標に着目したところでございます。この苦情の発生件数というものは、今回初めて取るわけではなくて、以前よりこういう問題が畜産経営については大事だということで、市町村ですとか、家畜保健衛生所ですとか、あるいは都道府県の出先機関等の公的な機関に寄せられた苦情数を毎年集計しております。できるだけ調査に当たって地域の中で苦情が言いにくいということで拾ってこられないということにならないように、調査を進めているものでございます。なぜこういうことをしたかという、酪農経営につきましては、他の肥育とか養豚・養鶏とは違って、自ら自給飼料を生産するための農地を有していて、営農活動の中で家畜排せつ物を還元して、環境負荷軽減に取り組むことができるということ。一方で、経営規模も大きくなっておりまして、1頭当たりの排せつ物や排水も多いということで、ある意味で環境問題が起こりやすい、苦情に結びつきやすい経営なものですから、苦情の発生割合というところを指標にして見てい

けないかということでございます。確かに、以前の指標と随分違うということもございますので、今後施策の成果の検証に当たっては、これまで取っていた指標も含めて分析することによって、このやり方が本当に有効なものかどうかということは検証してまいりたいと考えているところでございます。

○勝野評価改善課課長補佐 よろしいでしょうか。左近委員、大熊委員の順にお願いします。

○左近委員 先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり苦情というものは客観的かどうかというところ、若干怪しい部分があると思います。先ほど御説明がありましたように、割合の部分をモニタリングしていくですとか、あるいは環境負荷軽減に取り組む酪農家の中で苦情が発生しているのかどうか、取り組んでいないところで苦情が発生しているとか、そのあたりも注意深く見ていかれた上で、この指標をモニタリングするということが適切ではないかと思います。おっしゃるように、注意深く分析して慎重に検討された方がよいと思います。

もう一点が、これも以前御指摘があったかもしれませんが、都市的地域における市民農園の区画数についてです。これも直感的に、区画数が増えるということは、利用者も増え、面積も増えるということは想像がつきますが、例えば、利用者数あるいは面積みたいなところで規模が見えるような形の指標の方が直感的に分かりやすいのかなという気がしましたので、その点、コメントさせていただきたいと思います。以上です。

○勝野評価改善課課長補佐 少しまとめて委員の方から御意見をいただいてからご回答ということで、速水委員、先にお願いします。

○速水委員 ありがとうございます。

政策分野5-4の(ア)と(イ)の政策金融公庫の資金についてです。(ア)については、基準値が12%で、年度ごとの目標値もずっと12%になっています。同じく、(イ)についても、毎年度の目標値がずっと100%になっています。こういうこと自体が、1つの政策目標として、果たして妥当かどうかということがあります。また、政策分野5-5(ア)の共済金が年内に支払われた農家数の割合や(イ)の標準処理期間についても同じように、基準値が100%で、年度ごとの目標値も100%になっています。おそらく、どこかに補助金がかっついて動いていくと思いますが、目標値を100%にするために国の資金を投入していく場合に、100%が永遠に続いていくためには、国がそこにお金を入れていくための何らかの別の対策を打っていく。お金を止めてしまうと100%ではなくなってしまうという可能性がどこかにあるから、事業をずっと続けてらっしゃるのだらうとは思いますが、そこに何らかのきっちりとした説明責任なり、工夫なりをやっていかないと、このような事業というものは、行政としてリスクを抱えた事業なのだらうと思います。その御説明をい

ただきたいと思います。

○勝野評価改善課課長補佐 大熊委員、お願いいたします。

○大熊委員 3点ほどありますが、まず、政策分野5の目標③に、農業委員会や農協組織における女性役員の増加があります。この1つ前には、若手女性基幹的農業従事者の家族経営の締結という目標があります。農協組織における女性役員の増加ということが、今までずっと言われながらなかなか見過ごされてきて、積み残しになっている問題ではないかと思います。実際問題、農村現場を見ていくと、やはり女性の地位は非常に低い。男性社会が一般的ではないかと思います。これは引いては、嫁不足と言われている問題と直結するような問題でして、多くの若い女性は、農業という産業、仕事には魅力を感じるけれども、農村に嫁に入って、その人間関係あるいは地位がどうかというところで二の足を踏むという人に、現実問題として私はたくさん会っています。女性が、農業分野でも自己実現をしていくということを図っていかなければ、魅力は感じていても、なかなかそこに飛び込んでいくという人たちは、現実問題少ないのではないかと思います。一人も女性が登用されていない農協組織が、まだかなりあるということが現実を読み取れると思いますが、この中で女性役員を登用してくださいというだけではなかなか実現しないので、何年には何%の登用と具体的に数値を上げていって実行を迫っていくぐらいのことをしなければ、なかなか農村での女性の地位を上げていくことは難しいのではないかと思います。御検討いただければありがたいです。

次に、グリーン・ツーリズムのところですけども、政策分野 10 の施策(1)都市と農村の交流等というところで、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応についてです。先ほど、東日本大震災のことがあるので数字がとおっしゃいましたが、これは、一般の人たちがグリーン・ツーリズムで農山村に行くという数値なのでしょうか。例えば、修学旅行の数も含まれているのでしょうか。実は、北海道でもかなり広い地域で、修学旅行に取り組んでいます、非常に高い効果を上げていて、例えば、長沼町というところは修学旅行生のリピーターが非常に多い。リピーターだけではなくて、口コミでどんどん広がって、長沼町自体では受け入れが不可能なぐらい需要が高いということなのです。農家さんにしても、農繁期の忙しい時期に来られるのは大変なんです、修学旅行生と触れ合うことで精神的に非常にやる気が増した。あるいは一人一泊7,000円ぐらいの収入があるので、農家さんにとっての副収入になるということで、参加する農家が倍々ゲームで増えているのです。ということを考えれば、一般の人たちのみを対象にするのではなく、修学旅行生を積極的にこの中に組み込んでいくと非常に広がるのではないかと思います、そのあたりはいかがでしょうか。

最後ですが、私も先ほどの酪農経営の苦情というものはいかがなものかと思えます。実際に、農業現場の方たちとお付き合いがありますが、苦情というものは、地域性が非常に強くて、農村自体が人間のつき合いが非常に密にあるところなので、地域によってはなかなか言えない土壌がある。これは具体的に、農家戸数で出していた方が、より正確な数値が出るのではないかと思います。側面からの検証として、結果的に苦情件数が減ったねということであるならばいいんですけれども、ここを目標数値にすることはいかがなものかと思えますが、どうでしょうか。以上です。

○勝野評価改善課課長補佐 他に御意見ございますか。

島山委員、お願いいたします。

○島山委員 私もグリーン・ツーリズムのことについてお伺いしたいと思えます。私たちの NPO もそういうことを続けてきたわけですけれども、これは、文部科学省の方針が脱ゆとり教育ということになりまして、なるべく学校の中で詰め込み教育の方に舵を切ったわけですから、せっかくいろんな形で学校を受け入れようとしていた効果が少し削がれているような感じがありますが、この年度目標の中に、文部科学省との兼ね合いといえますか、そういう数字は組み込んでいるかどうかということをお聞きしたいと思えます。

また、私は、今回の津波の被災者ですけれども、毎日、満潮がいつかということに気にしないと生活できないような地盤沈下が起きております。ここにある高潮被害が発生する農用地面積ですが、この数字は甘いような気がしております。思っているよりも地盤沈下がひどくて潮が来ます。ですから、そのあたりの数字をもう少ししっかりと把握する必要があるのではないかと思います。以上です。

○勝野評価改善課課長補佐 それでは、御回答の方をお願いします。まず、生産局からお願いします。

○中田生産局総務課生産推進室長 目標設定の見直しについて御意見をいただきました。確かに苦情については御指摘のような面もあるのかなと思えます。ただ、そこはよく検証してみたいと思えます。今まで設けている目標というものは、ある意味で事業に参加している者の数という面で見えていますので、それはそれで非常に直接的過ぎて課題もある目標であることも確かなのです。一方で、苦情ということになると、そこにはまた違った課題があることも確かだと思えます。なかなかどちらを取るかという点、今、ここでこちらが 100%と言い切れない部分がございますけれども、今回の提案を基に作業をさせていただいて、実績を見る段階で議論していただきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

○勝野評価改善課課長補佐 次に、経営局お願いします。

○塩川経営局総務課長 何点か御指摘を賜りました。

まず、速水委員から2点ございました。1つは、政策分野5-4の資金調達の円滑化の部分で、目標値 12%、現在も 12%で各年 12%はどうなんだという御指摘です。これはなかなか難しいところであります。実は、政策金融というものは当然民業補完だと思っています。したがって、この数字が上がっていくということは民間がやることに対して奪っている感じがしますし、逆に下がっていくと政策金融として何をやっているんだということになり、なかなか難しいものとなっております。過去数年間の平均でいいますと 12%ぐらいで推移しております。これが上がりもしない下がりしないということが1つの適切な資金需要に対応していると考えられますが、御指摘を踏まえて来年以降考えてまいりたいと思います。

また、共済の方の話です。これは共済の掛け金をご存じだと思いますが、掛け金に対して国の方から支援をしております。やはり経営安定を図るためには迅速な支払いが重要ということで、米麦については年内、それ以外については 30 日以内に払うということでやっておりますけれども、これも御指摘をいただいたので、来年以降どういふものがあるのかということを考えていきたいと思います。

次に、大熊委員の方から、農協の女性役員について積み残されている課題だという御指摘いただきました。実は数字を申し上げますと、農協役員の女性比率は 21 年度で 3.5%です。これを時系列で追いますと、18 年度が 2.1%、19 年度が 2.5%、20 年度が 3%ということで、徐々に上がってきておりますが、まだ数字とすればかなり低いところですよ。これを何割にすると掲げるぐらいの水準にはないものですから、当面いないところを解消することから始めて、それがなくなったところで次にもう少しステップアップをするというところからやらなくてはいけないのかなと考えております。そういうことで、こういう目標にしているところですよ。以上です。

○坂本農村振興局農村計画課長 続きまして、農村振興局の方から、私どもの方には左近委員、大熊委員、畠山委員から御指摘なり御質問いただきまして、同種のものを含めて3点、御意見なり御質問があったかと思っております。

まず、左近委員から、数値の測定指標そのものに関連する御意見なり御質問でしたけれども、市民農園の指標については、区画数もいいが、それ以外にも利用者数なり面積なりといったものの方がより直截ではないかという御指摘だったと思います。これにつきましては、担当に聞きましたけれども、残念ながら利用者数は年ごとに人の出入りというものは多いので、統計的に数字がないということでございました。なお、面積につきましては、区画数とほぼ同様の傾向

を示していて、統計データを取っているということでございますので、指標そのものは昨年設定されたもので置きますが、参考データとして面積がどうなっているかということをお示しするような方向で対応を検討してみたいと思います。

政策分野関連で、グリーン・ツーリズムにつきまして、大熊委員から修学旅行者の児童数はどうなっているのかという御質問だったと思います。また、畠山委員も文部科学省等と連携してやっているか、おそらくこれは「子ども農山漁村プロジェクト」というものを 20 年度から当省と総務省、文部科学省が連携して取り組んでいるという取組の児童数も入っているのかという御質問かと思えます。結論から端的に申し上げますと、その数字は組み込んでございます。3省で連携して小学生のうちから農山漁村に行き、その雰囲気を見て、そういったことが大熊委員も御指摘のあったように、いずれリピーターになって、また交流人口が増えていくということでございます。そういう点も踏まえまして、修学旅行者として農山漁村を訪れた方々の人数もこの中に組み込んであるということでございます。

最後に、畠山委員から御自身の体験も踏まえて、政策分野 11 の高潮被害の発生するおそれのある農地の減少の目標の数値については甘いのではないかと、東日本大震災の前と後では違おうだろうという御指摘をいただきました。この点につきましては、先ほど私も説明のところでも軽く触れさせていただきましたが、政策分野 11-4 ページ右の欄に「※」を付けさせていただいております。私どもも東日本大震災の影響、こういったものを見て、目標値といったものについて見直しが必要だろうと考えてございます。その点につきましては、先ほど足早に触れさせていただきましたが、現在、土地改良の長期計画の見直しの作業を進めてございまして、この見直しの中で東日本大震災の影響、教訓等も踏まえて長期計画を見直す。その結果を踏まえて、この目標についても修正等を検討してまいりたいと考えてございますので、御理解願いたいと思います。私の方からは、以上でございます。

○金丸評価改善課長 他に御質問ございますか。ないようでしたら、ここで 10 分間の休憩を挟みたいと思います。

10 分後、17 時 13 分から後半を始めますので、よろしく願いいたします。

(休 憩)

○金丸評価改善課長 皆さんお集まりのようですので、後半を始めさせていただきます。

それでは、中目標4と5につきまして、林野庁、水産庁の順に御説明をお願いいたします。

○安東林野庁企画課長 林野庁の企画課長でございます。よろしくお願いいたします。林野庁の関係ですけれども、政策分野で申し上げますと、12、13、14 の3つになります。資料3の 12 をご覧いただきたいと思います。

政策分野 12 が3つの分野の1つ目の「森林の有する多面的機能の発揮」です。この政策分野では、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、12-2ページからの施策を6つに分けて、それぞれ目標、測定指標を設定してあります。今回、この政策分野での施策の分け方なり、目標、指標の設定の仕方は、今までと変更しておりませんので、目標なり、指標の説明は割愛をさせていただきます。

12 手段-1、2、3と書いてある資料がありますけれども、ここに代表的な施策手段を載せております。12 手段-11 と書いてあるところ、(48)植付け、下刈り、間伐など森林整備を行います森林整備事業ですとか、(49)山崩れ、土石流等の山地災害の発生源となる荒廃地の復旧整備を行う治山事業などを実施して、森林の多面的機能の発揮に努めているところでございます。

続きまして政策分野 13 をお願いします。3つある政策分野のうちの2つ目「林業の持続的かつ健全な発展」でございます。この施策は、利用可能な森林資源が増加していることや、品質及び性能の明確な製品を大量かつ安定的に求められるという流れがある中で、林業の持続的かつ健全な発展を図るために望ましい林業構造の確立とそれを担う人材育成・確保のための施策を推進するものであります。この政策分野につきましては、今年7月に森林・林業基本計画を閣議決定いただいておりますので、それを反映した形で指標等を見直したいと考えております。別にお配りしている資料4「指標等の新設・見直しについて(案)」の一覧の 10 ページをご覧いただきたいと思います。「13. 林業の持続的かつ健全な発展」です。ここの左側に載せているのが従来の目標と指標です。今回新たな基本計画におきまして、林業の持続的かつ健全な発展を図るために、①施業集約化等の推進、②人材育成・確保、③林業労働安全の向上、災害防止を図ることが重要だと記述されたことを踏まえまして、右側の「見直し」にあります。その3点を新たに目標として定めたいと。左から右に変えたいと考えています。それぞれ目標ごとに測定指標も新たな形で設定をしたいと考えています。中身の方は、資料3で説明をしたいと思っております。13-2ページになります。3つございます目標のうち、①施業集約化等の推進につきましては、測定指標を森林組合による長期経営・施業受託面積に設定いたしまして、この面積が

毎年度増加をするということを目指します。この数値は、森林組合統計により定期的かつ定量的に把握することが可能であります。24年度以降、目標を定めておりませんのは、森林法改正が24年4月から本格的に施行されることになりまして、そこで新たな計画が始まりますので、その計画の状況を見て、目標の設定をし直すことを検討するというところで、とりあえず今回は23年度分について改定をするという考え方でありまして、目標②人材の育成・確保でございますけれども、測定指標を3つ設定したいと考えております。(ア)准フォレスターの育成人数、(イ)森林施業プランナーの育成人数、(ウ)フォレストマネージャー等の育成人数。片仮名が並んでいて、やや林業以外の方には分かりにくい言葉なのかなと思います。それぞれ注が付いておりますので、若干補足をさせていただきます。13-4ページ、注2の准フォレスターですが、そもそも「准」が付いていないフォレスターの養成というのは、基本計画の中で大きな目標の1つにしておるんですけれども、このフォレスターという方は、市町村段階で、市町村地域の森林をどのように整備していこうかという計画づくりを実質的にするという方を育てていきたい。なかなか市町村できちんとした森林・整備のマスタープランをつくらうといっても、現状、市町村の役場にそういう林業に精通した方がいらっしゃいませんので、市町村でのそういう計画づくりを実質的に担える方をできるだけ育てていこうとしております。1市町村で1人ないし2人最終的には養成していこうということですが、いきなりそういう立派な方はなかなか育てられませんので、その前段階として「准フォレスター」という形で養成をしていきたいと思っています。注3の森林施業プランナーにつきましては、具体的に個々の地域の山をできるだけたくさんの方の所有者の合意を得て、個別ばらばらにやるのではなくまとめて、農業で言えば団地化、林業で言えば集約化と呼んでいますが、集約化してやっていこうという際に、どういうふうに集約化して、どういう整備をしていけばいいのかという設計図なり、具体的なプランをつくる方、これを森林施業プランナーと言っています。こういった方々を一定数育成していくという目標です。注4のフォレストマネージャー、右側を見ていただくとフォレストリーダーというのがいらっしゃいますが、これは実際に現場で作業をする方の中から、現場監督ができる方をフォレストリーダー、さらに複数の現場を管理して、それぞれ人員なども融通しながらきちんと回していけるような方をフォレストマネージャーと言っています。そういった方々を養成して、機械システムを使ったシステムがきちんと回っていくような現場づくりをしていくということで、そういった方々を養成しようという目標を立てています。そういうことで目標にしたいと思っております、13-2に戻っていただいても恐縮ですが、准フォレスターで言えば、今はいらっしゃらないわけですが、27年度までに1,500人。森林施業プランナーは今までも4年ぐらいかけて育成をしてきておまして、今年が一応とりあえず数の確

保は最終年ということになっていまして、23年度までで当初の目標だった2,100人を目標として設定する。これについては、24年度以降は質の向上みたいなことが課題になりますので、新たに今年の状況も踏まえて、目標を定め直したいと思っております。フォレストマネージャーにつきましては、最終的に10年後に5,000人という目標を掲げていますけれども、それに向かって最初の5年間で徐々に増やしていくという目標としたいと考えております。13-3ページ、3つ目の目標、林業労働安全の向上です。これにつきましては、測定指標を林業労働死亡者数にしたいと考えております。この指標につきましては、既に厚生労働省さんの方で、第11次労働災害防止計画というものが平成20年に定められており、その計画の中で平成19年の基準値、平成19年は50人と書いています。それから5年間で20%減少させるという目標が厚生労働省さんの定める目標として立っています。その考え方を利用して、同じペースで更に27年まで減らしていくという形で数字を設定してはどうかと考えています。以上が目標なり、指標なりに関する説明です。

13手段-1から、この分野の代表的な政策手段を一覧表の形で整理させていただいておりますので、いくつか御紹介させていただきます。13手段-3、左の番号では(11)が森林施業の集約化や施業の実施のために必要となる情報収集、境界の明確化などの現場での活動を支援する森林整備地域活動支援交付金です。13手段-5、(19)ですが、先ほど申し上げた市町村の森林整備計画の作成を支援するフォレスターの育成研修事業といったことをやることによって、この分野の目標を達成していくということを考えています。

最後に14番、3つの政策分野のうちの3つ目、「林産物の供給及び利用の確保」ということです。この政策分野では、外材輸入の先行きの不透明さや地球温暖化防止、低炭素社会づくりへの貢献等を背景として、国産材利用の拡大に対する期待が高まっていることに対応して、木材産業の健全な発展ですとか、林産物の利用促進をするための施策を推進するものであります。この政策分野につきましても、今年の夏に定めた森林・林業基本計画に基づきまして指標を見直したいと考えております。先ほどの資料4、11ページになります。従来定めていた(ア)～(オ)の5つの指標があります。そのうちの(ア)国産材の供給利用量は、従来の目標ですと、27年度に2,300万 m^3 の供給ということでございました。今回の基本計画で供給利用量の目標の数字を見直しております。平成32年に木材自給率50%を目指すという中で、平成27年につきましては、2,800万 m^3 に目標を定め直しております。基本計画の目標をこちらでもそれに合わせるという形で変えさせていただきたいと思っております。

資料3に戻っていただき、14手段の方で、簡単に主な代表的な施策手段をご紹介します。

だきます。14 手段－4、(12)です。原木の安定供給や木材産業活性化、公共建築物等への地域材の利用拡大等の取組を支援する地域材供給倍増事業などがあります。これらにより林産物の供給利用の確保に努めてまいりたいと考えております。林野庁の説明としては、以上です。

○金丸評価改善課長 水産庁、お願いします。

○橋本水産庁企画課長 水産庁企画課長の橋本でございます。水産庁につきましては、事前分析表におきまして、政策分野 15 の水産資源の回復、16 の漁業経営の安定、17 の漁村の健全な発展の3つの項目でございますので、順に御説明させていただきます。

まず、政策分野 15「水産資源の回復」については、資料3の 15－1ページをご覧ください。政策分野名は「水産資源の回復」でございます。この政策分野では、国民に対しまして、将来にわたり水産物の安定供給が求められる一方で、水産資源のうち低位水準にとどまっている魚種もある中、水産資源の回復を図るため、2つの施策を推進しております。1つ目は、低位水準にとどまっている水産資源の管理・回復の推進。2つ目は、国際的な資源管理の推進でございます。15－1ページの後段以降に、それぞれの目標と測定指標、目標値等が記載されてございます。このうち目標①資源管理・回復の着実な実施の測定指標の「(ア)中位又は高位水準の魚種の比率」につきましては、今回、指標を見直しすることといたしました。後ほど資料4のところでご説明申し上げます。その他の目標や指標については、これまでと同様でございます。

この政策分野の代表的な政策手段でございますけれども、15 手段－2ページをお開きください。例えば(12)資源管理体制推進事業がございます。これは資源管理の推進母体である都道府県の資源管理協議会の開催を支援するというもので、本年度から実施しております。また、15 手段－3の(13)漁業資源調査に要する経費でございますけれども、これは我が国周辺の主要魚種及び公海等で漁獲される国際漁業資源について調査を実施しまして、適切な資源管理に必要な科学的知見を提供するというものでございます。

次に、政策分野 16「漁業経営の安定」についてご説明いたします。この政策分野では、国民に対しまして、将来にわたり水産物を安定的に供給していく必要がある中で、漁業経営の安定を図っていくためということで、2つの施策を推進しているものでございます。1つ目は、安定的な収益を確保しつつ継続的に漁業活動を担い得る国際競争力のある経営体の育成確保。2つ目は、漁業協同組合系統組織の基盤の強化でございます。16－2ページ以降に、それぞれの施策の目標とその測定指標等を整理しておりますが、これまでと変更はございません。

主な政策手段でございますけれども、16 手段－3ページの(9)でございます。漁業への新規

就業を促進するための講習会の開催、実地研修等を支援する漁業担い手確保・育成対策事業がございました。16 手段－8ページでございますが、(38)漁業収入安定対策事業費は、今年度から始まった資源管理・漁業所得補償対策に関連するものでございます。漁業共済や積立ぶらすの仕組みを活用いたしまして、漁業者による漁業管理の取組に対する補助として、収入額が減少した場合に減収の補てんを行うというものでございます。

次に、政策分野17「漁村の健全な発展」でございます。資料3の17でございます。この政策分野では、水産業・漁村について、藻場・干潟の保全・創造等による水産物の安定供給と、環境・生態系の保全、防災力の強化など多面的機能を発揮していくことが期待されている中で、漁村の健全な発展を図るために2つの施策を推進ということでございます。1つ目は、漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮。2つ目は、消費者ニーズに対応した水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開でございます。17－2ページ以降に、それぞれの施策の目標とその測定指標等が記載されております。このうち 17－3ページ後段の目標及び指標(ア)漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率の向上につきましては、東日本大震災によりまして、漁業集落排水施設に広範にわたり甚大な被害が発生しているところでございます。この指標は、漁港・漁場整備長期計画に基づく指標です。現行の計画が今年度までとなっているため、今年度はこれまでどおりの目標値としますが、24年3月閣議決定予定となっている新たな漁港・漁場整備長期計画の見直し作業の中で、目標値の妥当性を検証しまして、必要に応じて見直しの検討を行うこととしたいと考えております。また、17－4ページの目標④津波・高潮及び地震による災害から一定の安全性が確保されていない漁村等の面積削減、老朽化対策の推進、水辺の再生、ハザードマップの作成支援等の推進の各指標につきましては、東日本大震災の被害を踏まえまして、現在、社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会におきまして、社会資本整備重点計画の検討が進められているところでございます。以後、審議あるいはパブリック・コメント等を経て、来年夏ごろを目途に閣議決定の予定と聞いておりますので、その結論を経て、目標等の見直しの検討を行っていきたいと考えております。その他の目標、指標については、これまでどおりとなっております。

なお、この政策分野の代表的な政策手段としましては、17 手段－1ページの(2)と(3)に、漁礁、増養殖場などの漁場整備や漁港の整備を行う水産基盤整備事業、直轄及び補助がございました。また、17 手段－6ページの(26)強い水産業づくり交付金のうち、産地水産業強化支援事業では、水産物直売所や加工施設の整備を支援し、漁村の6次産業化を推進することとしております。

次に、指標の見直しについての御説明でございます。資料4の 12 ページをご覧ください。政策分野 15「水産資源の回復」、目標①資源管理・回復の着実な実施、指標(ア)中位又は高位水準の魚種の比率についてですけれども、これまでは目標値及び年度ごとの目標値を対前年増または同数としてきたところです。これを過去直近5か年の指標の平均値より増大と変更いたします。これは達成目標の判断基準を我が国全体の資源水準のトレンドを反映したものに変更するというものでございます。水産資源の動向は、環境的要因等によりまして大きく左右されるものでございます。評価対象年の実績値とある一定期間において平準化した値を比較することによりまして、より実態に即し、あるいは適正な評価が可能となるのではないかと考えているところでございます。

最後になりましたけれども、前回の委員会で畠山委員から、アサリやシジミの生産量価格と米の消費量がどうリンクするのかといった宿題をいただきましたので、お答えできる範囲でお答え申し上げます。まず、アサリでございますけれども、生産量は昭和 58 年の 16 万トン进行ピークに、生息産地の減少及び条件の悪化等の理由によりまして減少傾向にありまして、平成 22 年度は 2.7 万トンに減少しました。それから消費者段階の単価も平成 13 年の 100g 当たり 80 円だったものが、その後次第に上昇しまして、平成 22 年は 96 円まで上昇しているという状況でございます。1世帯当たりの年間購入数量でございますが、平成 13 年の 1,812g から、平成 22 年は 1,165g まで減少しているということでございます。シジミでございますけれども、生産量は昭和 53 年の 5.1 万トン以降、やはり生息産地の減少及び条件悪化等の理由によりまして減少傾向にございます。平成 22 年度は 1.1 万トンに減少し、消費者段階の単価も平成 13 年の 100g 当たり 98 円だったものが、その後次第に上昇いたしまして、平成 22 年は 134 円まで上昇しているということでございます。1世帯当たりの年間購入数量も、平成 13 年の 756g から、平成 22 年は 401g まで減少しているということでございます。生鮮水産物でございますけれども、1世帯当たりの年間購入数量は、平成 13 年の 43.27kg から、平成 22 年は 33.98kg まで減少しているということでございます。他方、お米でございますけれども、1世帯当たりの年間購入数量は、平成 13 年の 97.29kg から、平成 22 年は 83.01kg まで減少しているということでございます。委員からも、そもそもこういったものの分析の資料はないのではないかと御指摘があったとおり、米とアサリ、シジミ、それから、米と水産物の消費の因果関係についての調査は、関係部局で調べた範囲ではございませんでした。そのかわり、以上のとおり、個別品目ごとの、または水産物全体の購入量等のデータをご紹介します。以上でございます。

○金丸評価改善会長 それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございま

したら御発言をお願いいたします。

速水委員、どうぞ。

○速水委員 ありがとうございます。3点ありますが、すべて林業についてです。

政策分野 13-2の(ア)准フォレスターの関係で、ご説明いただいたように、まずは准フォレスターを都道府県あるいは国の職員を中心に 1,500~2,000 人まで研修をさせていこうということで、それが将来フォレスターとなっていくんだらうと予想いたします。私ども民間の目から見ると、准フォレスターは、まず都道府県と国という形で育てられるとなると、次のフォレスターに向かって、民間人が入る余地はあるのでしょうか。つまり、民間人のフォレスターというのは、どこかで育てられる余地はあるのでしょうかという質問です。この制度自体は、私どもは大変期待をしておりますので、民間人でやれる方がいらっしゃれば、できればそこに入る筋道がつくってあればありがたいなということです。

次に、その下の政策分野 13-3の(ア)の林業労働死亡者数についてです。私どもも含めて、事故をどう減らしていくかということに苦勞しています。圧倒的に林業の数字というのは減ってこないというのが悩ましいところでして、具体的な手法というものを考えてみえるのでしょうかということでございます。

最後に、政策分野 14-3の(エ)合法証明の点でございます。私が森林認証に絡んでいきますので、そこと一緒にされると誤解を招くため、あえて森林認証制度とは少し分けて考えていただきたいと思います。今、日本の合法証明というのはどちらかというと、木連を中心とした二者証明に近い状態が動いていると理解しております。国際的には、そういう認証制度、合法証明というのは、どちらかというと第三者に証明させていかないと、対外的になかなか効果がないのではないかと聞いております。そうした段階で、今後、第三者の合法証明を出すという形のものに少し努力をすると変えられるような気がしますけれども、そういうお考えは、政府内部でないのでしょうかという3点でございます。

○金丸評価改善課長 林野庁、お願いします。

○安東林野庁企画課長 3点御質問をいただきました。

まず、1点目のフォレスターなり、准フォレスターの件です。国、県中心と言っているのは、とりあえず今年もう既にブロックごとに研修をやらせていただいております。どれだけ研修対象者がいるかというところで、時間のない中で、やむを得ず国県中心でとりあえず始めようということですので、現時点でも民間の方に門戸を閉ざしているわけではありません。来年の研修でも、民間の方にも研修にふさわしい方にどういうツール、どういう手段でお呼びかけするかというのは、

非常に難しいところがあります。そこが悩みの種ではあるわけですが、できるだけそういった人たちも幅広く拾っていかないと、なかなか人数、裾野が広がっていかないという認識です。そういう声のかけ方とか、こんな候補の方がいらっしゃるよということは、また教えていただければと思います。

2点目の林業労働死亡者数の関係で、御指摘のように、林業は全産業中で飛び抜けて重大な事故が起きる確率が高い産業です。一番大切というか、特に今後、力を入れていかなければいけないなと思っているのが、今、緑の雇用で入ってくる方がすごく多くなっていますので、緑の雇用での研修が、今までどちらかというと、事業者それぞれのやり方にお任せみたいな部分があって、なかなかレベルの統一が図れていないという現状があります。そこは一定の質で事業者の方にも教えていただかないと上達していかないので、そういう方向で改善しようという動きになっています。その中で、当然災害対策、労働安全衛生のことも重要な項目として、こういうやり方でこういう指導をしていこうということできるだけ統一できるようにということになっています。もちろん、それぞれの事業体の方の創意工夫とか、それぞれ地域に合ったやり方というのは当然ありますが、最低限こういうところは押さえていなければいけないよというところをやっていこうという話をしています。そういうことをやって、今日明日改善できるようなものではないと思うんですが、そういう地道な取組が重要ななと思っています。

3点目の合法性証明の関係ですけれども、おっしゃるように、やり方は第三者団体による認証のやり方と、そういう第三者がかまわずに当事者だけでというものが両方併立している形になっています。質を確保するという意味で何がベストかという、もちろん、第三者認証の方がいいかと思います。しかし、現在の状況がそれだけでいいのかという、我々が一番頭を悩ましているのは、合法性証明という、どちらかというと川上側の方々は、ある程度そういうことをやっていて差別化していきたい、あるいはより良い森林整備につなげていきたいという気持ちがあるんですけども、それが最終消費者に行く段階で、最終消費者側からどれだけ求められているのかと、せっかく合法性証明をとっても値段の差につながらないというのは、まさにそういうところだと思います。最終消費者の方で合法性証明なりをまず認識してもらわないと、そっちを選択しようという行動にはならないので、ある程度のボリューム確保なり、最終消費者への浸透という部分も必要だと思います。そちらをやりながら、ある程度浸透してきたら、今度はそのレベルもより高いものを求めていくということかと思っています。いろいろ考え方はあろうかと思いますが、現在の我々のスタンスはそういう感じですか。また裾野を広げていく中で、絞り方というのがより高いレベルに達していく指導の仕方なり、認証の在り方なども今後は議論していく必要があると考えて

います。順番というのは必ずしも前後ではないと思いますが、状況を見ながら、常にそういう視点で検討していく必要があるかと思しますので、またいろいろ御指導をよろしくお願いします。

○金丸評価改善課長 他にございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山委員 アサリとシジミとご飯との関係までは、なかなか数字としては出てこなかったようですけれども、この減りようですね。どう考えたって、砂利のようにとれていったものがこんな形で減っていくということは、本当に異常事態だと思います。これは意見ですけれども、先だって世界遺産の白神山地へ行く機会があったんです。ずっと岩木川を上がって行って、景色がいいなと思って感心して見ていたら、急に津軽ダムの現場へ出ました。小さいダムが堆砂で埋まってしまったので、その下にまた巨大ダムをつくって、前のダムを水没させるというやり方です。岩木川はご存じのとおり十三湖に流れ込んでいるわけです。つまり、白神山地の森の養分が十三湖のシジミを育てるということは明白ですね。しかし、世界遺産の白神山地というものは、山だけのことしか考えていないという発想ですね。それはダムの賛成、反対ということだけではなくて、人間が水を利用するということを考えたときに、やはり沿岸の海まで視野に入れて、そろそろそういうことを考えなければいけないという時代に突入しているということは間違いないことだと思う。誰が見たって、あんなのはおかしいと思う。でも、今の段階ではなかなかそうなっていないところです。だから、水産庁も場当たりの、結局、アサリの漁場に砂をまくとか、そういうことしかできないでいるわけですけれども、何とか縦割りのこういう弊害をそろそろ打破して、全体として物事を見るという方向に是非行っていただきたいと思うわけです。

それから、大津波によりまして、本当に東北の沿岸域は甚大な被害を受けて、辟易としておるわけです。ただ、私の感じとしては、陸の施設は大きな被害を受けましたが、海は大丈夫ですという確信を私は得ています。私は、京都大学とも関わりがありますので、今、京都大学の先生方が、調査に来られておりまして、毎月基礎的なデータを把握しておりますので、いずれ何らかの形で報告させていただきたいと思います。まず、餌になるプランクトンの量とか、酸素量とか、重金属の問題とか、大体海に危害を与えるような心配はまずなさそうです。それから、私のところは気仙沼湾の一番奥の奥なんですけれども、その湾の奥の奥まで小魚類から食物連鎖が続いておりまして、ものすごい魚の数が増えてきております。ですから、これで海は大丈夫だなという確信を得ました。鮭も全く来ないかと思ったら、もちろん、定置網がないとか、刺し網がないということもありますが、そういうものもちゃんと季節で来ております。ですから、海は、別に壊れたわけではなくて、やはり海の塩水だけで生物が育つわけではなくて、川と森林とそこに住む人

間の意識さえしっかりとしていれば海は大丈夫だという証拠だと思うわけです。我が家も息子たち三人も今、同じ仕事をして、何とか復帰させようと思って努力しております。いろんな形で支援策はこれから出ると思いますが、やはり山まで視野に入れた形で海のことも考えてくださいという思考は間違いなと思っておりますので、それをよろしくお願いします。

それから、岩手県はアワビの入札をやりましたけれども、1kg1万 5,000 円を超すような史上最高値が出ております。当然、中国の需要があるからです。そういうものの密漁問題が気がかりです。これも海上保安庁と連携しなければ対応できないのですが、何とかそういう資源管理といえますか、資源の保存のためにそういうパトロールの強化といえますか、そういう予算の裏付けもこの際、是非お願いしたいと思います。

お願いばかりで恐縮ですけれども、そのようなことを意見として話させていただきたいと思えます。

○金丸評価改善課長 御意見として承りたいと思えます。

左近委員、どうぞ。

○左近委員 非常に細かい点ですけれども、先ほどありました准フォレスターですとか、森林施業プランナーですとか、フォレストマネージャーは、いずれも何らかこういう林業に関わる人材、もしくは資格、あるいは知識、経験のあるものだというのは想像はつきますが、一体どういう役割なり、どういう意図でこういう人たちを育成するのかということは、これを見た限りでは直感的に分かりにくいところがあります。注釈でもいいですし、括弧でもいいですので、人材育成はどういうところに資するのかというのが読み手にとって分かるような形の表現を心がけた方が、体系として非常に見やすくなるのではないかと思います。私もこちらの資料も見ましたが、なかなか想像がつきにくく、若干ここは分かりにくいなところをご指摘したいと思えます。以上です。

○安東林野庁企画課長 我々の意図としては、注意書きとして書いたつもりではあります。今、私が説明するときにここを説明しようとして、これを読んだのでは、速水さん以外には分かってもらえないだろうなと思って、多少付け加えて説明したつもりです。あまり体系的になっていない説明で、説明も分かりづらかったかなと思えます。ここの注の書き方ですね。まず個別にいきなり書くのがいいのか、もっと全体像みたいなものを説明してから、その中でどういう位置づけなのかとか、林業施策にあまり詳しくない方でも分かるような表現をできるだけ工夫した方がいいなと思えます。御指摘ありがとうございます。

○金丸評価改善課長 福士委員、どうぞ。

○福士委員 1つ質問というか、お願いです。「前年度より増加」という表現になっているところが

いくつかございますね。例えば、森づくり活動への参加のところなどですが、具体的な数字を示さずに「前年度より」としたことの理由は何かございますでしょうか。と申しますのは、特に、こういった一般国民にとって身近な政策目標については、例えば5が10になるのか、100が200になるのか、そうした数値的なイメージがつくためには、何か数字を出された方がいいのではないかという気がいたしましたので、理由をお聞きしたかったということがございます。

○安東林野庁企画課長 ご指摘いただいたのは、具体的には12-7のa、b、cだと思いますが、ここは23年度のことしか書いていませんが、ずっと毎年「前年より増加」というのを続けてきたので、基準値もなければ、目標値もないということでこういう書き方になっていると思います。基準値にするか、右側の選定理由、設定の根拠にするかは考えたいと思います。今、御指摘があったように、数字がいくつなんだということが分かるように記述したいと思います。

○福士委員 これ自体に、情報提供の意味合があると思います。

○安東林野庁企画課長 御指摘ありがとうございます。

○金丸評価改善課長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事はこれで終了にいたしたいと存じます。長時間にわたり、ありがとうございました。本日は、時間が限られた中でご説明させていただきましたので、他にも御不明な点等ございましたら、事務局までお知らせいただければ対応させていただきたいと存じます。なお、事前分析表につきましては、本日いただいた御意見を踏まえた修正等について、後日、委員の皆様にご確認いただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。その後、省内での決定手続を経まして、11月中を目途に公表させていただくこととしております。

それでは、以上で、政策評価第三者委員会を終了いたします。本日は、長い間ありがとうございました。

17時55分閉会